

令和3年1月～3月の「燃料油価格変動調整金」について

弊社におきましては、平成18年6月から燃料油価格の変動幅に応じて、ご乗船の皆様から「燃料油価格変動調整金（以下、調整金）」をいただいております。

この調整金は平成17年の輸送量を基に算出し導入した制度であり、今日まで運航の効率化や経費削減、航路の見直し等を行って参りましたが、島民人口の減少、観光ニーズの多様化により輸送量の減少傾向が続く中、現行の調整金制度では燃料油の上昇コストを吸収しきれず、燃料費負担の増加が経営に大きく影響を及ぼしています。

このようなことから、令和3年1月以降につきましては、燃料油の価格帯によって加算する調整金の設定金額を改定する為、関係機関に変更の届出を行います。

尚、令和2年7月～9月期の燃料油価格決定に伴い、令和3年1月～3月の調整金につきましては、下記のとおり改定する予定です。

ご利用される皆様には誠に心苦しいお願いではございますが、今後の安定した航路維持のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調整金額

①令和2年10月～12月の調整金 【1人（1台）あたり】

大人（片道）	小児（片道）	自動車（片道）	二輪車（片道）
130円	70円	880円	200円

②令和3年1月～3月の調整金 【1人（1台）あたり】

大人（片道）	小児（片道）	自動車（片道）	二輪車（片道）
220円	110円	940円	480円

※乗用車と二輪車は運転者1名分の調整金を含んでいます

※乗用車と二輪車はカーフェリーのみ乗船可能です

2. その他

令和3年4月以降の調整金及び令和3年の運航ダイヤにつきましては、決定次第、お知らせいたします。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

佐渡汽船株式会社 輸送部 輸送課

電話 025-245-7522 営業時間(平日)8:30～17:00